

平成29年第1回美幌町議会定例会会議録

平成29年3月 7日 開会

平成29年3月23日 閉会

平成29年 3月10日 第4号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 11 号～第 25 号

○出席議員

1 番 高 橋 秀 明 君	2 番 大 江 道 男 君
3 番 新 鞍 峯 雄 君	4 番 上 杉 晃 央 君
5 番 稲 垣 淳 一 君	6 番 戸 澤 義 典 君
7 番 早 瀬 仁 志 君	8 番 岡 本 美代子 君
9 番 坂 田 美栄子 君	副議長 10 番 吉 住 博 幸 君
11 番 橋 本 博 之 君	12 番 中 嶋 すみ江 君
13 番 古 舘 繁 夫 君	議 長 14 番 大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君	教 育 委 員 会 長 平 野 浩 司 君
監 査 委 員 高 木 清 君	教 育 委 員 会 長

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 平 井 雄 二 君	総 務 部 長 広 島 学 君
民 生 部 長 高 崎 利 明 君	経 済 部 長 矢 萩 浩 君
建 設 水 道 部 長 小 西 守 君	病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
会 計 管 理 者 植 木 恒 則 君	事 務 連 絡 室 長 中 村 敏 文 君
総 務 主 幹 石 澤 憲 君	電 算 主 幹 河 端 勲 君
ま ち づ くり 主 幹 露 口 哲 也 君	政 策 主 幹 小 室 秀 隆 君
財 務 主 幹 小 室 保 男 君	契 約 財 産 主 幹 大 場 正 規 君
税 務 主 幹 田 中 三 智 雄 君	環 境 生 活 主 幹 佐 々 木 齊 君
児 童 支 援 主 幹 武 田 孝 司 君	福 祉 主 幹 遠 藤 明 君
健 康 推 進 主 幹 佐 藤 和 恵 君	社 会 福 祉 主 幹 多 田 敏 明 君
農 政 主 幹 渡 辺 靖 行 君	耕 地 林 務 主 幹 伊 成 博 次 君
商 工 主 幹 後 藤 秀 人 君	観 光 主 幹 那 須 清 二 君
建 設 主 幹 川 原 武 志 君	施 設 管 理 主 幹 中 沢 浩 喜 君
建 築 主 幹 西 俊 男 君	水 道 主 幹 御 田 順 司 君
病 院 総 務 主 幹 遠 國 求 君	事 務 連 絡 室 次 長 志 賀 寿 君
事 務 連 絡 室 庶 務 主 幹 岩 田 憲 次 君	教 育 部 長 高 木 恵 一 君
学 校 教 育 主 幹 田 村 圭 一 君	学 校 給 食 主 幹 石 田 勇 一 君
社 会 教 育 主 幹 荒 井 紀 光 子 君	町 民 会 館 建 設 主 幹 斉 藤 浩 司 君

スポーツ振興主幹 浅野謙司 君
農業委員会事務局長 酒井祐二 君

博物館長 鬼丸和幸 君
選挙管理委員会事務局長 谷川明弘 君
監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局長 藤原豪二 君
議事係長 橋本勝 君

次 長 橋本美典 君
議 事 係 寺田好 君

午前10時00分 開会

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成29年第1回美幌町議会定例会第4日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番高橋秀明さん、2番大江道男さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、吉住議員、所用のため遅参の旨、高木監査委員、所用のため本日午後から及び13日欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第11号から
議案第25号まで

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第11号オホーツク町村公平委員会規約の変更についてから議案第25号平成29年度美幌町病院事業会計予算についてまでの15件を議題といたします。

昨日に引き続き、順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては簡潔に要点を得た説明をお願いします。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） それでは、議案の234ページでございます。

議案第20号平成29年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の349ページをお開き願います。

平成29年度美幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,017万円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で説明いたします。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為で御説明いたします。

352ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為。

電子計算機借上料であります。平成22年度に導入しました電子計算機の更新で、期間は平成29年度から平成36年度までの7年間、限度額は1,611万2,000円でございます。

364ページ、365ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、1,058万4,000円の主なものにつきましては、職員1名分の人件費と電算システム等

の事務費であります。

2項、徴収費、32万1,000円につきましては、保険料の賦課徴収に係る経費であります。

次の366ページ、367ページをお開き願います。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金2億6,880万5,000円については、被保険者の増により、対前年比211万5,000円の増額となっております。

次の368ページ以降の3款、諸支出金、4款、予備費については、前年度から変更はございません。

歳出は以上であります。

次に、歳入を御説明いたします。

356ページ、357ページをお開き願います。

2、歳入であります。後期高齢者の医療費等につきましては、患者の自己負担額を除き、国、北海道、町からの公費約5割、現役世代の医療保険から支援金約4割、後期高齢者の保険料約1割を財源としております。

公費の負担割合は、国が4、北海道が1、美幌町が1の割合であります。

1款、後期高齢者医療保険料1億8,513万6,000円については、被保険者の増及び保険料特例軽減の見直しにより、対前年度比669万円の増額となります。

次に、358ページ、359ページをお開き願います。

2款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金1,818万4,000円については、広域連合への事務費負担金と職員1名分の人件費、事務費の繰入金であります。

その下の2目、保険基盤安定繰入金7,639万6,000円につきましては、保険料の低所得者に対する9割、8.5割、7割、5割、2割の軽減分について、一般会計で収入される4分の3の北海道負担金に美幌町負担分4分の1を加えた繰入金で、保険

料特例軽減の見直しに伴い、前年度対比520万7,000円の減額となります。

以降につきましては、前年度と変更はございません。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

続きまして、議案の235ページでございます。

議案第21号平成29年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成29年度予算につきましては、介護保険制度改革に伴い、本年4月から予防給付事業のうち、軽度認定者、要支援1、2が利用する訪問介護及び通所介護について地域支援事業に移行するため、予算科目の組みかえを行っており、歳入歳出とも前年度対比におきましては予算額が増減する科目がありますが、事業内容につきましては大きな変更はございませんので、よろしくお願いたします。

それでは、予算書の379ページをお開き願います。

平成29年度美幌町の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億6,761万円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為で御説明いたします。

382ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為。

電子計算機借上料であります。平成22年度に導入しました電子計算機の更新で、期間は平成29年度から平成36年度までの7年間、限度額は2,197万円でございます。

404ページ、405ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款、総務費、1項、総務管理費3,109万4,000円の主なものにつきましては、職員4名分の人件費と電子システム、電算システム等の事務費であります。

その下の2項、徴収費43万3,000円につきましては、介護保険料の賦課徴収に係る経費であります。

3項、介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の運営に係る経費637万円と次の406ページ、407ページにある介護認定調査に係る臨時職員賃金及び訪問調査委託料の経費1,301万1,000円であります。

408ページ、409ページをお開き願います。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費9億3,855万円につきましては、訪問介護、通所介護、居宅介護支援等の利用人数、日数等の増により、前年度より5,924万6000円の増額であります。

その下の2目、施設介護サービス給付費、5億1,236万3,000円につきましては、大きな変更はございません。

中段の2項、介護予防サービス等諸費6,221万7,000円につきましては、地域支援事業への移行に伴い、前年度より2,357万2,000円の減額であります。

一番下の3項、高額介護サービス等費3,250万7,000円につきましては、自己負担の合計額が一定の額を超えた場合の利用者への払い戻しで、前年度より48万7,000円の増額であります。

410ページ、411ページをお開き願います。

4項、高額医療合算介護サービス等費464万1,000円につきましては、前年同額の見込みであります。

その下の5項、特定入所者介護サービス

等費9,172万3,000円につきましては、平成17年10月から施設サービス料に係る食費、居住費並びに短期入所生活介護及び短期入所者療養介護の利用に関する食費、居住費が保険給付の対象外となったことから、低所得者、所得段階1から3の利用者に対し、施設の設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を保険給付から給付する制度であります。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護の食費及び居住費の件数に変化がございませんので、前年度同額の見込みであります。

6項、その他諸費172万6,000円につきましては、件数の増加により5万9,000円の増額となっております。

412ページ、413ページをお開き願います。

3款、地域支援事業費、1項、介護予防・日常生活支援総合事業、1目、介護予防・生活支援サービス事業費2,302万3,000円につきましては、制度改正に伴い要支援1、2及び事業対象者が利用する訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメント等の費用でございます。

2目、一般介護予防事業費につきましては、前年度の介護予防事業費からの移行であり、生活習慣病の予防、介護予防等に係る経費であります。

運動指導業務負担金818万1,000円は、しゃきっとプラザ運動指導員等の経費を運動指導室利用者のうち65歳以上の利用者割合で負担するものでございます。

介護予防・日常生活支援総合事業補助金15万円は、認知症予防のための指導者養成及び事業の充実に要する経費への助成でございます。

2項、包括的支援事業費・任意事業費、1目、包括的支援事業費2,513万1,000円の主なものは、地域包括支援センター運営委託料2,422万2,000円と平

成28年12月に設置した生活支援介護予防体制整備推進協議会に係る経費63万8,000円であります。

414ページ、415ページをお開き願います。

2目、任意事業費1,504万3,000円につきましては、認知症高齢者見守り事業、非課税世帯への紙おむつ支援事業、成年後見制度利用支援事業、高齢者配食事業、シルバーハウジング事業等の経費であります。

416ページ、4款、基金積立金以降につきましては、前年度から大きな変更はございません。

歳出は以上であります。

次に、歳入をご説明いたします。

386ページ、387ページをお開き願います。

1款、保険料、1目、第1号被保険者介護保険料2億9,848万7,000円につきましては、平成27年度から平成29年度までの美幌町高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画に基づいて、3年間の介護保険事業量を見込み、それに伴う1号被保険者の保険料22%分として普通徴収分、特別徴収分を計上しております。

388ページ、389ページをお開き願います。

2款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、審査会負担金321万6,000円は、美幌地域3町介護認定審査会の経費を高齢者人口及び審査件数等により津別町25.02%、大空町26.33%、美幌町48.65%に按分し、津別町、大空町からの負担金であります。

2目、利用者負担金につきましては、シルバーハウジング入居者負担金であります。

390ページ、391ページをお開き願います。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金3億312万7,0

00円につきましては、居宅介護サービス費20%、施設サービス費15%の国庫負担分でございます。

その下、2項、国庫補助金、1目、調整交付金につきましては、後期高齢者の割合と所得状況の格差を調整するための交付金で、給付費総額の7.8%、1億2,821万1,000円を見込んでおります。

3項、地域支援事業交付金、1目、介護予防・日常生活支援総合事業交付金813万3,000円につきましては、事業費総額の25%が交付されるものです。地域支援事業への移行に伴い、前年度より548万4,000円の増額となっております。

2目、包括的支援事業・任意事業交付金1,178万8,000円につきましては、39%の国の交付分であります。

392ページ、393ページをお開き願います。

4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金4億6,024万4,000円につきましては、各種介護サービス費に対する28%の支払基金負担であります。

その下の2項、地域支援事業交付金910万8,000円も28%の交付金ですが、地域支援事業への移行に伴い、前年度より614万1,000円の増額となっております。

394ページ、395ページをお開き願います。

5款、道支出金、1項、道負担金2億3,108万5,000円につきましては、居宅介護サービス費12.5%、施設サービス費17.5%の北海道の負担分でございます。

2項、地域支援事業交付金、1目、介護予防・日常生活支援総合事業交付金406万6,000円につきましては、12.5%の北海道負担分ですが、地域支援事業への移行に伴い、前年度より274万1,000円の増額となっております。

2目、包括的支援事業・任意事業交付金589万3,000円につきましては、1

9.5%の北海道の交付分であります。

396ページ、397ページの6款、財産収入は、介護保険基金の利子でございませぬ。

398ページ、399ページをお開き願ひます。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金2億546万5,000円につきましては、各種介護サービス費に対する12.5%の町負担分であります。

2目、地域支援事業繰入金1,981万6,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業分が12.5%の406万6,000円、包括的支援事業・任意事業分が19.5%の1,575万円の町負担分であります。

3目、低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1階層の軽減分について一般会計で収入される2分の1の国負担分と4分の1の北海道負担分に町負担分4分の1を加えた372万4,000円であります。

4目、その他一般会計繰入金4,767万5,000円につきましては、職員4名分の人件費、その他事務費の繰り入れであります。

2項、基金繰入金2,739万4,000円につきましては、歳出の不足分を介護保険基金から繰り入れするものです。なお、平成29年度末基金残高は1,463万7,000円の見込みであります。

以降につきましては、前年度と大きな変更はございませぬ。

介護保険特別会計の主な予算は以上でございませぬ。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 予算書の431ページをお開き願ひます。

議案第22号平成29年度美幌町公共下水道特別会計についてを御説明申し上げます。

平成29年度美幌町の公共下水道特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億4,912万9,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、第2表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

次に、434ページをお開き願ひます。

第2表、地方債であります。

初めに、公共下水道事業、限度額1億3,260万円の内訳であります。工事管理や実施設計などの業務委託が2件、終末処理場の機械、電気の更新工事が2件、下水道の公共柵設置工事の計5件の事業費から補助金を差し引いた額を公共下水道事業債で借り入れするもので、起債充当率は100%であります。

業務委託の内容は後ほど事項別明細書で、工事の内容は工事関係参考資料で御説明申し上げます。

その下の下水道資本費平準化債の限度額4,570万円は施設整備に投資した起債償還額を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借り入れするものであります。

その下の公共下水道事業特別措置分の限度額3,170万円は、平成18年度に繰出基準見直しで交付税措置される事業費補正が元利償還分の70%から60%に減額されたことに伴い、その差分を特別措置分として起債発行が認められているものであります。

起債限度額の合計は2億1,000万円
で、起債の方法、利率、償還方法は記載の
とおりであります。

次に、歳出から御説明申し上げますの
で、452ページ、453ページをお開き
願います。

1款、1項、1目の一般管理費の7,61
0万2,000円は、職員4名分の人件費と
事務経費を計上しております。前年に比較
して123万7,000円の減は主に人件費
の減によるものであります。

公共下水道事務の中ほどの使用料収納事
務委託料2,446万8,000円は下水道
使用料の賦課徴収業務を水道事業に委託し
ておりますので、その事務経費を水道事業
会計に負担するものであります。

その下、負担金の上から6行目の水道事
業会計負担金375万円は、下水道の排水
設備新設や改造の受け付けと検定を水道事
業に委託しておりますので、その経費を水道
事業会計に支払うものであります。

公課費1,619万円は、消費税を計上し
ております。

次に、2目、維持管理費2億4,584万
3,000円は、処理場施設の維持管理と下
水道環境の維持管理費用を計上してありま
す。前年に比較して1,249万6,000
円の増額は、主に処理場機器の修繕料の増
額によるものであります。

1、終末処理場維持管理事業の光熱水費
3,253万3,000円は、処理場と5カ
所のマンホールポンプ場で使用する電気料
と水道使用料であります。

その下の修繕料3,644万6,000円
は、処理場の機器類の修繕で、平成29年
度は22の機器のオーバーホールを行うも
ので、昨年より1,833万2,000円の
増額となっております。

このページの最後の行、産業廃棄物処理
委託料1,333万8,000円は、下水道
処理後の脱水汚泥の処理費用を計上してあ
ります。

次に、454ページ、455ページをお
開き願います。

上から2行目、処理場維持管理業務委託
料1億3,350万6,000円は、処理場
の維持管理業務の委託費用であります。

その下の2、公共下水道管渠維持管理事
業の修繕料987万2,000円は、道路上
のマンホールの修繕と公共汚水ますの段差
によるつまずきや車両破損事故防止のため、
公共汚水ますの切り下げを行うための
修繕料で、全体で113カ所分を計上して
おります。

二つ下の管渠清掃委託料540万円は、
昨年を引き続き、稲美の旭地区と美園地区
の污水管9,800メートルの清掃を予定し
ております。

次に、3目、建設費3億898万円は、
下水道施設の設備などの更新工事費用で、
前年に比較して1,916万5,000円の
減は、主に計画作成などの業務委託の減に
よるものであります。

業務委託料の下水道終末処理場施設スト
ックマネジメント基本計画策定委託料2,1
00万円は、現在進めている水処理施設の
更新の終了後に引き続いて汚泥処理施設の
設備更新を行うこととしております。その
ための計画策定を行うためのものでありま
す。

下水道長寿命化管渠実施設計委託料1,0
00万円は、昨年まで実施した下水道管渠
のカメラ調査の結果に基づいて管渠更生工
事を行うための実施設計を委託するもの
で、いずれも補助事業として実施をしよう
とするものであります。

その下、工事請負費、公共汚水柵設置工
事440万円は、13カ所分の工事を見込
んでおります。

終末処理場水処理設備機械設備更新工事
9,000万円と、同じく電気設備更新工事
1億7,600万円の内容につきましては、
後ほど予算工事関係資料で御説明申し上げ
ます。

次に、456ページ、457ページは、公共下水道事業債の元金及び利子の償還金、次の458ページ、459ページは予備費を計上しています。

次に、歳入について御説明申し上げますので、438ページ、439ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款、1項、1目、下水道受益者負担金等は、新たに下水道区域となった際に5年間の分割で納付していただくもので、現在納付中の4件と新規の1件を見込んだ60万円を計上しております。

その下の2目、一般会計負担金2,568万3,000円は、し尿の処理を下水道処理場で受け入れていることから、処理経費を一般会計に求めるものであります。

その下の3目、個別排水処理特別会計負担金213万5,000円は、個別排水処理会計の事務を下水道事業で行っていることから人件費の40%相当分の負担を求めるものであります。

次に、440ページ、441ページをお開き願います。

2款、1項、1目、下水道使用料3億7,248万円は、現年度分3億7,025万6,000円と過年度分の222万4,000円を見込んでいます。

次に、442ページ、443ページをお開き願います。

3款、1項、1目、公共下水道費国庫補助金1億6,530万円であり、この内訳は、業務委託に係る補助金が3業務、補助率10分の5で1,900万円、工事請負に係る補助金が2工事、補助率10分の5.5で1億4,630万円、合わせて1億6,530万円であり、

次に、444ページ、445ページをお開き願います。

4款、1項、1目の一般会計繰入金3億7,228万5,000円は、法で定められている基準内繰入3億2,782万4,000

0円を含む一般会計からの繰入金であります。

次のページの繰越金、その次の諸収入の説明は省略させていただきます。

450ページ、451ページの詳細につきましては、第2表、地方債で御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

続きまして、予算工事関係参考資料について御説明いたします。

別とじとなっている図面等の参考資料の5ページをお開き願います。

公共下水道建設事業でございます。

下水道の整備から41年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、下水道の長寿命化計画を策定し、平成25年から平成29年度までの5年間をかけ、処理場の水処理設備の機械、電気設備の更新工事を行うものであります。終末処理場一般平面図の下側の黒枠斜線で表示しております箇所が平成29年度の施工箇所であります。

処理場の水処理施設の反応タンク、最終沈殿池、ブロワ施設の機械設備、水処理施設の電気設備の更新工事を行うもので、機械設備更新工事が9,000万円、電気設備更新工事が1億7,600万円を計上しております。

特定財源としまして、国庫補助金の社会資本整備総合交付金、補助率55%、残りは公営企業債が100%充当されます。

以上、下水道事業について御説明させていただきました。

続きまして、469ページをお開き願います。

議案第23号平成29年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてを御説明申し上げます。

平成29年度美幌町の個別排水処理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,746万2,000円と定め

る。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債につきましては、第2表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

次に、472ページをお開き願います。

第2表、地方債であります。

起債の目的は、個別排水処理施設整備事業、限度額が3,220万円であります。

今年度は10個の設置を予定しております。下水道債と辺地債及び過疎債を併用いたします。

次に、歳出から御説明いたしますので、488ページ、489ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目、一般管理費296万1,000円は個別排水処理に関する事務経費を計上しており、前年に比較して17万2,000円の減は水洗化改造資金に係る銀行への預託金の減によるものであります。

個別排水処理事務の中ほどの公共下水道特別会計負担金213万5,000円は、下水道会計職員が個別排水処理事務を担当していることから、人件費の40%を公共下水道特別会計に支払うものであります。

次に、2目、維持管理費2,968万5,000円は、現在設置されている個別排水処理施設296基の維持管理に係る費用で、前年に比較して155万3,000円の増は28年度設置の浄化槽の増によるものであります。

修繕料553万7,000円は浄化槽ポンプの空気調整弁交換や、ろ材入れかえ、ブロワポンプ等の修繕を行う費用で、その下

の手数料445万6,000円は、浄化槽法による水質検査手数料と汚泥処理手数料であります。

その下、施設保守点検委託料794万4,000円は浄化槽法による年3回の保守点検委託料であります。306戸を予定しております。

その下の清掃業務委託料1,174万8,000円は、浄化槽内の汚泥くみ取りと槽内を洗浄するものであります。

3目、建設費、3,456万2,000円は、個別浄化槽設置工事費用で、平成29年度は5人槽が4戸、7人槽が4戸、10人槽が2戸の計10戸分を予定しております。

次に、490ページ、491ページであります。

2款、1項、1目、個別排水処理事業元金償還金2,215万2,000円、その下の利子償還金809万1,000円は、平成28年度までに借り入れした起債の元金と利子償還であります。

次に、492ページ、493ページには予備費を計上しています。

次に、歳入について御説明申し上げますので、476ページ、477ページをお開き願います。

2、歳入。

1款、分担金及び負担金の1目、個別排水処理施設受益者分担金162万1,000円は、今年度予定しております10戸分の受益者分担金であります。

次に、478ページ、479ページであります。

2款、使用料及び手数料、個別排水処理施設使用料2,035万1,000円は、平成28年度までに設置した296戸分と平成29年度に予定しております10戸分の使用料であります。

次に、480ページ、481ページであります。

3款、1項、1目、一般会計繰入金4,3

04万8,000円は、法で定められている基準内繰り入れ2,116万9,000円を含む一般会計からの繰り入れであります。

482ページ、483ページは繰越金、次のページの諸収入の説明は省略させていただきます。486ページ、487ページの6款、町債につきましては、第2表、地方債で御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上、個別排水処理特別会計でございます。

次に、499ページをお開き願います。

議案第24号平成29年度美幌町水道事業会計予算についてを御説明させていただきます。

総則。

第1条、平成29年度美幌町の水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数は8,839戸で、平成28年度当初より41戸減で計上しております。

(2) 年間総給水量は200万3,000立方メートルで、前年度当初より5,000立方メートル減で計上しております。

(3) 1日平均給水量は5,488立方メートルで、これも前年度より13立方メートル減で計上しております。

いずれも昨年より減となっておりますのは、平成28年度の実績を見込んだものであります。

(4) 主要な建設事業につきましては、資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

収益的収入及び支出第3条と次の500ページの資本的収入及び支出第4条につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債、第5条であります。初めに水道管路整備事業、限度額7,550万円であ

ります。対象工事は配水管路新設工事2路線、配水管敷設替工事9路線の計11路線で、詳細は後ほど予算工事参考資料で説明させていただきます。

なお、起債充当率は100%であります。

水道施設整備事業、限度額8,710万円であります。

内容につきましては、4件の施設整備工事で詳細は歳出で説明させていただきます。

水道施設等耐震化事業、限度額890万円、内容は日並浄水場の管理棟上屋、薬品沈殿池上屋及び薬品沈殿池の耐震補強の実施設委託を行うものであります。

量水器収納筐設置事業、限度額8,420万円は、平成24年から11年間の計画で伸縮式の量水器筐に交換しておりますが、29年度は916戸分を計上しております。

いずれも企業債の充当率は100%で、起債の方法、リース償還法は記載のとおりであります。

次に、501ページでございます。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、たな卸資産購入限度額第8条につきましては記載のとおりであります。

次に、502、503ページをお開き願います。

予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

1款、1項、1目、給水収益4億3,083万1,000円は、平成28年度の決算見込みを踏まえ、減額で計上しております。

その下の4目、その他営業収益、3節、雑収益の中の下水道使用料賦課徴収委託料2,446万7,000円は、下水道使用料の賦課徴収業務費用を下水道特別会計から

水道事業で受け入れるものであります。

金額の算定は、下水道使用料調定件数の割合で求めた48.27%で求めております。

2項、営業外収益の中の2目、長期前受金戻入5,449万2,000円は、固定資産の取得、改良に交付された補助金等を収益化した額を計上しております。

5目、引当金戻入益の中の退職給付引当金戻入益6,033万円は、平成26年度に公営企業会計制度見直しに伴い、退職手当引当金として水道事業費用の固定負債に計上しましたが、水道事業に在職している職員の退職金は退職手当組合負担金を納付することにより引当金として積み立てする必要がないことから、戻入を行うものであります。

次に、504ページ、505ページの収益的支出であります。

1款、1項、1目、原水及び浄水費5,573万4,000円は水源地及び浄水場に係る維持管理経費を計上しています。前年度に比較して328万6,000円の減額は、委託料及び修繕料の減に伴うものであります。

委託料の日並浄水場運転管理等業務委託料は、平成28年度から委託管理を実施しております管理業務委託で2,952万円を計上しております。

18節、修繕費の浄水場施設等修繕費412万4,000円は、残留塩素計や活性炭注入ポンプ修繕など浄水場に係る10件の修繕費用を計上しています。

21節、薬品費1,175万3,000円は、凝集剤のポリ塩化アルミニウムや次亜塩素酸ナトリウムなどの水処理用薬品費用を計上しております。

次に506ページ、507ページをお開き願います。

2目、配水及び給水費6,816万円は、職員2名の人件費と田中配水池と7カ所の加圧ポンプ所及び配水管路の維持管理費用

を計上しております。

前年に比較して547万9,000円の増額の主な内容は、賞与引当金、委託料及び修繕料の増によるものであります。

3節、賞与引当金繰入額113万5,000円は、地方公営企業会計制度の改正に伴い新たに計上するもので、平成30年6月の期末勤勉手当の支給対象期間となる29年12月から30年3月の4カ月分に相当する額を29年度に引当金として費用化するものであります。

15節、委託料の一番下の検定期間満了分量水器取替委託料773万9,000円は、メーター交換に係る業務委託料で交換数量の増により164万6,000円の増であります。

18節、修繕費1,059万9,000円は、配水及び給水施設の修繕に係る費用で、前年より256万4,000円の増をえています。

22節、材料費の量水器取替用材料費1,952万6,000円は、メーター交換1,183戸分を計上しております。

次に、508ページ、509ページをお開き願います。

3目、業務費、4,137万1,000円は、水道使用料の徴収に携わる営業担当職員4名分と臨時職員1名分の人件費、検針の経費、電算事務経費などを計上しており、前年度に比較して338万2,000円の増は、主に職員給与費と賞与引当金繰入金の増によるものであります。

次に、4目、総係費2,783万8,000円は、水道主幹の人件費と建設水道部長の3カ月分の人件費相当分を給料費負担金として計上しております。

510ページ、511ページの15節、委託料、水道事業基本計画策定業務委託料940万円は、平成21年度策定の美幌町水道ビジョンが8年を経過していることから、その後の社会情勢の変化や総合計画との整合性を図るとともに、耐震化計画、施

設整備計画及び老朽管路の更新計画を盛り込んだ水道事業運営の指標となる基本計画を策定するものであります。

その下の33節、貸倒引当金繰入金107万2,000円は、平成28年度末に予定している不納欠損金の予定額で、金銭債権について次期以降に貸倒額として計上されます。

その下、5目、減価償却費、有形固定資産減価償却費の中の一番下のリース資産739万6,000円は、管路管理システム、企業会計システム、水道料金システムの固定資産の割賦払金をリース資産として計上しております。

2項、営業外費用の1目、支払利息は企業債償還利息2,986万5,000円を含む利息額を計上しております。

次に、512、513ページをお開き願います。

支払消費税601万8,000円、雑支出として過年度還付金20万円、予備費として5万円を計上しております。

次に、514ページ、515ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款、1項、1目、企業債2億5,570万円ではありますが、第5条、企業債で御説明させていただきましたとおり、予算工事参考資料で説明させていただきます。

その下、2項、1目、国庫補助金395万円は、日並浄水場耐震補強実施設計委託料1,580万円を国の生活基盤施設耐震化補助金、補助率4分の1で実施するものであります。

その下の3項、1目、簡易水道等施設整備事業実施区域水道施設分担金は、豊幌地区で新たな給水を受けようとする世帯を想定し、1件分200万円を計上しております。

その下の4項、1目、一般会計出資金290万円は、日並浄水場耐震補強実施設計委託料から補助金を差し引いた額の4分の

1の額を地方公営企業法に基づき一般会計から繰り入れるものであります。

次に、516ページ、517ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目、浄水配水設備費1億8,905万7,000円は、施設担当職員1名分の人件費を含む水道管の布設がえ及び水道施設整備に係る予算であります。

このページの中ほどの15節、委託料のうち、日並浄水場耐震補強実施設計委託料1,580万円は、日並浄水場の管理棟上屋、薬品沈殿池上屋などの耐震補強工事のための実施設計を行うものであります。

23節、工事請負費、水道管路整備事業7,556万円は、後ほど予算工事関係資料で御説明させていただきます。

水道施設整備事業8,717万円は、4件の工事を予定しています。

1件目は、日並浄水場の消毒設備工事です。これは、平成14年に整備の塩素注入ポンプ及び計装設備更新で、工事費は1,242万円を予定しております。

2件目は、同じく日並浄水場ブロック形成池機械設備工事で、平成2年に整備の攪拌機械の更新で工事費は5,226万円を予定しております。

3件目は、美禽送水流量計計装設備工事で、平成7年に整備の遠隔通信設備の更新で工事費は1,323万円を予定しています。

4件目は、高野第2加圧ポンプ所機械設備工事で、平成2年に整備の加圧ポンプ設備の更新で工事費は926万円を予定しております。

その下の簡易水道等施設整備事業は、分担金工事1戸分の予算計上であります。

その下の2目、業務設備費の中の量水器筐取替費8,427万円ではありますが、916戸分の設置委託と量水器収納筐代を計上しております。

その下の3目、資産購入費、4節のリー

ス資産898万2,000円は、債務負担行為で購入しております管路管理システム、企業会計システム、水道料金システムの長期請負契約で購入している土木管理システムのそれぞれの予算、それぞれの費用を計上しております。

その下の2項、1目、企業債償還金1億5,479万3,000円は、財務省、公営企業金融機構及び市中銀行から借り入れております償還元金であります。

続きまして、予算工事関係参考資料について御説明を申し上げます。

別つづりの工事関係資料の6ページをごらんください。

水道管路整備事業でございます。

老朽化している水道管路の布設がえを計画的に実施するとともに、道路事業等に関連した水道管網を整備し、安定的な給水を図るものであります。

地図番号1、図面下に当たりますが、大通南2・3丁目町道262号道路の配水管新設工事であります。道路の改良工事にあわせ、ポリエチレン管、管径100ミリ、延長212メートルの配水管を新設するので、工事費は920万円を予定しております。

次に、地図番号2、図面上に当たりますが、新町1丁目町道599号の配水管新設工事で、ポリエチレン管、管径50ミリ、延長140メートルの配水管を新設するので、工事費は307万円を予定しております。

3以降は老朽管の布設替工事でありませぬ。

工事概要に既設の管の布設年度、新設の管種、管の口径が記載されておりますので、読み上げは省略させていただきます、工事箇所と工事延長、工事金額を説明させていただきます。

地図番号3、三橋町2丁目町道第315号道路は、延長が178メートルで、工事費は971万円を予定しております。

次に、地図番号4、三橋町1丁目町道315号道路の工事で、工事延長は98メートル、工事費は849万円を予定しております。

次に、地図番号5、図面右に当たりますが、西1条北2丁目から大通北2丁目までの町道107号道路で、延長160メートルを道路整備にあわせて布設がえするもので、工事費は1,050万円を予定しております。

次に、地図番号6、画面左上に当たりますが、新町1丁目国道39号線で、延長は40メートル、工事費は457万円を予定しております。

次に、地図番号7、図面右下に当たりますが、青葉1丁目町道8号道路で、延長は44メートル、工事費は402万円を予定しております。

次に、地図番号8、図面左に当たりますが、元町町道644号道路で、延長は94メートル、工事費は650万円を予定しております。

次に、地図番号9、元町町道645号道路で、延長は95メートル、工事費は680万円を予定しております。

次に、地図番号10、元町町道108号道路で、延長は98メートル、工事費は670万円を予定しております。

最後に、地図番号11、元町町道第721号道路で、延長110メートル、工事費は600万円を予定しております。

この11件の充当財源は企業債で、充当率は100%でございます。

以上、御説明させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書は239ページでございます。

議案第25号平成29年度美幌町病院事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の531ページをお開き願ひます。

平成29年度の予算計上におきましては、経常経費のほか収益的収支では、常勤医師1名と看護師4名、理学療法士、作業療法士各1名の採用を見込んだ予算を、資本的収支では、人工透析監視装置の更新など医療機器等の購入に必要な予算の計上を行ったところであります。

第1条、平成29年度美幌町の病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量及び第3条の収益的収入及び支出の予定額はそれぞれ記載の金額を定めるものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、532ページ、533ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ記載の金額を定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,227万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとして定めるものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債につきましては、医療機器更新等事業のため、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

この起債につきましては、元利償還額の2分の1の50%が交付税措置されるものでございます。

第6条の一時借入金は、一時借入金の限度額を4億円と定め、第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費、交際費の額をそれぞれ記載のとおり定めるものであります。

第8条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金につきましては、それぞれ公営企業会計に対するルール分としての繰り入れを、国保会計の直診施設健康事業補助金は、病院が実施する健康事業に対する補助として計上するものでござい

ます。

第9条では、たな卸資産購入限度額を2億4,570万円と定め、第10条の重要な資産の取得は予定価格が700万円を超える医療機器の購入として、調剤システム・服薬指導システム一式、人工透析監視・透析液供給装置一式を定めるものであります。

次に、534ページ、535ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。

医業収益では、入院及び外来収益として平成28年度の実績及び外来診療の再開を見込んだ収益を計上し、年間患者数及び1日1人当たりの収益額の見込みはそれぞれ記載のとおりでございます。

その他医業収益のうち一般会計負担金は企業会計に対するルール分の繰り入れとして、救急医療の確保に要する経費は交付税措置額の相当分を、小児救急に要する経費は特別交付税の基準額に基づき算定した額を、医師確保に要する経費は医師募集に係る経費分としてそれぞれ計上し、その他の収入はそれぞれ記載のとおり所要額を計上しております。

次に、536ページ、537ページをお開き願います。

医業外収益でございます。

一般会計補助金と国保会計補助金につきましては、第8条で説明いたしました補助金を計上し、一般会計負担金につきましては、企業会計に対するルール分の繰り入れとしてそれぞれ記載のとおり計上し、そのうち、不採算地区病院の運営に要する経費につきましては1億419万8,000円を繰り入れるものでございます。

その他の収益は、平成28年度の決算見込みを踏まえ、それぞれ計上を行っております。

次に、538ページ、539ページをお開き願います。

医業費用でございます。

給料及び手当等につきましては、医師給与は4月採用の医師1名を含む常勤医師9名分を計上し、看護師の増員とリハビリテーション充実のため理学療法士、作業療法士の採用を含め予算計上を行っております。

賞与引当金繰入額につきましては、翌年度の6月手当支給に係る引当金相当額を計上するものであります。

賃金につきましては、臨時医師賃金として眼科出張医師、非常勤医師の賃金賞与額を、臨時職員につきましては、新規に看護師2名、看護補助者1名の採用を含め、全体で46名分を計上するものでございます。

材料費のうち薬品費、診療材料費はそれぞれ所要額を計上してございます。

次に、540ページ、541ページをお開き願います。

医療消耗備品費から保険料まで、各項目とも所要額を計上しておりますが、下から2項目めの修繕費につきましては、2階病棟の和式トイレの洋式化並びに外部非常階段の塗装修繕を含め計上しております。

次に、542ページ、543ページをお開き願います。

賃借料から交際費までそれぞれ所要額を計上しておりますが、2項目めの委託料の一番下の院内電子システム管理者等委託料につきましては、電子カルテシステム、オーダーリングシステム、院内ネットワークシステム等病院内で運用している診療情報システムの安全な運用管理を行う常駐の技術担当者1名を配置するため、外部業者からの派遣に要する委託料を新規に計上しております。

3項目めの手数料につきましては、非常勤医師確保のための紹介手数料と看護師確保対策として看護師4名分の紹介手数料を計上しております。

それ以外の各費目につきましては、それぞれ所要額を計上しております。

次に、544ページ、545ページをお開き願います。

建物減価償却費から一時借入金利息まで、それぞれ所要額を計上するものでございます。

次に、546ページ、547ページをお開き願います。

雑損失及び消費税につきましてはそれぞれ所要額を計上するものでございます。

次に、548ページ、549ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入では、一般会計出資金として公営企業会計に対する繰入基準による企業債元金償還分の繰り入れを、企業債につきましては、医療機器更新等事業の財源充当のため記載のとおり計上し、一般会計負担金は医療機器のリース資産に係る医療機器の元利償還金相当分を計上するものでございます。

次に、550ページ、551ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

建設改良費では、医療機器の更新など第10条に定める診療用医療備品のほか、必要な医療機器の購入のため所要額を計上するものでございます。

リース資産購入費は、医療機器などリース資産の償還金でございます。

企業債償還金は、企業債の元利償還分を計上するものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 疑問点を整理するため、暫時休憩します。

再開は15時50分といたします。

午前11時02分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。
本日の会議はこれで延会したいと思います
ですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま
す。

したがって本日はこれで延会することに
決定しました。

◎延会宣言

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延
会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時51分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員